

不妊相談

不妊や不育症に関する疑問や悩みについて、医師や助産師による相談を行っています。お気軽にご相談ください。

相談方法

面接相談 …… 予約制(電話申込)

※下記の相談窓口で実施しています。

電話相談 …… 随時(一般的な不妊相談)

※下記の相談窓口で実施しています。

※松戸健康福祉センターでは、下記の日時で助産師による電話相談も実施しています。

相談費用

無料

不妊相談窓口一覧

実施場所	〒	所在地	相談日時	電話番号
松戸健康福祉センター	271-8562	松戸市小根本7	面接相談: 毎月第2火曜日 午後1時30分~3時 助産師による電話相談: 毎月第2火曜日 午前9時~11時30分	047-361-2138
印旛健康福祉センター	285-8520	佐倉市 鐺木仲田町8-1	偶数月第2木曜日 午後	043-483-1135
長生健康福祉センター	297-0026	茂原市茂原 1102-1	相談日時はお問い合わせください。	0475-22-5167
君津健康福祉センター	292-0832	木更津市新田 3-4-34	偶数月第1火曜日 または第3木曜日 午後2時~4時	0438-22-3744
千葉市保健所	261-8755	千葉市美浜区幸町 1-3-9 (千葉市総合保健医療センター内)	月1回・不定期 (千葉市ホームページに掲載)	043-238-9925

※相談日時は都合により変更となる場合がありますので、必ず事前にご確認ください。

※千葉市保健所は千葉市にお住いの方のみが対象です。

発行元 千葉県健康福祉部児童家庭課



チーバくん

申請に関するお問い合わせは、
下記の窓口へお問い合わせください。
(千葉市、船橋市、柏市については、市独自の申請書類・条件等がありますので、お問い合わせください)

申請窓口一覧

名称	〒	所在地	電話番号	管轄市町村
習志野健康福祉センター	275-0012	習志野市本大久保 5-7-14	047-475-5153	習志野市・八千代市 鎌ヶ谷市
市川健康福祉センター	272-0023	市川市南八幡 5-11-22	047-377-1102	市川市・浦安市
松戸健康福祉センター	271-8562	松戸市小根本7 (東葛飾合同庁舎内)	047-361-2138	松戸市・流山市 我孫子市
野田健康福祉センター	278-0006	野田市柳沢24	04-7124-8155	野田市
印旛健康福祉センター	285-8520	佐倉市鐺木仲田町 8-1 (印旛合同庁舎内)	043-483-1135	成田市・佐倉市 四街道市・八街市 印西市・白井市 富里市・酒々井町 米町
香取健康福祉センター	287-0003	香取市佐原192-11 (香取合同庁舎内)	0478-52-9161	香取市・神崎町 多古町・東庄町
海匝健康福祉センター	288-0817	銚子市清川町 1-6-12	0479-22-0206	銚子市
八日市場地域保健センター	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2119-1	0479-72-1281	旭市・匝瑳市
山武健康福祉センター	283-0802	東金市東金907-1	0475-54-0611	東金市・山武市 大網白里市 九十九里町・芝山町 横芝光町
長生健康福祉センター	297-0026	茂原市茂原1102-1 (長生合同庁舎内)	0475-22-5167	茂原市・一宮町 睦沢町・長生村 白子町・長柄町 長南町
夷隅健康福祉センター	299-5235	勝浦市出水1224	0470-73-0145	勝浦市・いすみ市 大多喜町・御宿町
安房健康福祉センター	294-0045	館山市北条1093-1	0470-22-4511	館山市・鴨川市 南房総市・鋸南町
鴨川地域保健センター	296-0001	鴨川市横渚1457-1	04-7092-4511	
君津健康福祉センター	292-0832	木更津市新田 3-4-34	0438-22-3744	木更津市・君津市 富津市・袖ヶ浦市
市原健康福祉センター	290-0056	市原市五井1309	0436-21-6391	市原市

●千葉市の方 …… 千葉市保健福祉局健康部健康支援課
TEL 043-238-9925
(申請窓口は各区の保健福祉センター健康課)

●船橋市の方 …… 船橋市保健所 地域保健課
TEL 047-409-3274
(申請窓口は各保健センター・船橋駅前総合窓口センター)

●柏市の方 …… 柏市保健所 地域保健課
TEL 04-7167-1257

ちば

千葉県

特定不妊治療費
助成事業

ご案内

《平成31年4月改訂》



千葉県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成しています。

対象となる治療

- 体外受精及び顕微授精(ここでは「特定不妊治療」と総称しています)
 - ※助成対象の治療の範囲は、採卵準備のための投薬開始から、妊娠の有無を確認した日、もしくは医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日までです。妊娠の有無は問いません。
 - ※卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成対象外となります。
 - ※入院費、食事代、文書料、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料(保管料)等の直接治療に関わらない費用は助成対象外となります。
- 精子を精巣または精巣上体から採取する手術(ここでは「男性不妊治療」と総称しています。)

助成対象者の要件

- 次の要件を全て満たしている方が助成対象者となります。
- 法律上の婚姻をしている夫婦であること
 - 申請時点で、夫婦の双方またはいずれか一方が千葉県内に住所を有すること
 - 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
 - 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されたこと
 - 申請時の前年(1月～5月の申請にあつては前々年)の夫婦の合計所得が730万円未満であること
 - 指定医療機関において特定不妊治療を受けたこと

指定医療機関

《県内の指定医療機関》

千葉県ホームページをご覧ください。裏面の申請窓口までお問い合わせください。

《県外の指定医療機関》

所在地の自治体が指定している必要があります。指定状況がご不明の場合は、申請窓口までお問い合わせください。

助成内容

- 1回の治療につき15万円まで助成します。(初回の助成に限り30万円まで)
ただし、凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び、採卵したが卵が得られない等のため中止した場合は、1回の治療につき7万5千円まで助成します。
- 特定不妊治療のうち、男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成します。(初回の助成に限り30万円まで)
- 初回助成の治療開始時の妻の年齢で上限回数があります。
 - ※ 40歳未満の方は通算6回まで
 - ※ 43歳未満の方は通算3回まで
- 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療のことです。
- 助成回数は他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。
- 上限回数に満たない場合でも、治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上の場合は助成対象外となります。

所得の計算方法

以下の計算方法により、前年(1月～5月の申請にあつては前々年)夫婦の合計所得が730万円未満であることが必要です。

$$\text{所得額} = [\text{年間収入金額} - \text{必要経費}] \times 1 \\ - 80,000\text{円} \times 2 - \text{諸控除額} \times 3$$

※1 住民税課税証明書…前年所得の合計金額

※2 社会保険料相当額(所得のある方のみ)

※3 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除

申請方法

治療終了後、できるだけ速やかに必要書類を裏面の申請窓口へ提出してください。

(1) 申請期限

原則として、治療が終了した日の属する年度内(3月末まで)となります。

年度末(2月～3月)に治療が終了した方については、上記によらず、5月末までの申請期限となります。

※治療が終了した日とは、妊娠の確認をした日、または医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日を指します。

(2) 必要書類等

- ① 千葉県特定不妊治療費助成申請書(申請者が作成)
- ② 特定不妊治療受診等証明書(指定医療機関が作成)
- ③ 領収書(原本、明細書がある場合は明細書添付)
- ④ 住民票(原本、発行から3ヶ月以内・続柄記載)
 - ※ 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの
 - ※ 夫婦同一世帯の場合は世帯全員の住民票
 - ※ 夫婦別世帯の場合は夫婦双方の住民票
- ⑤ 戸籍謄本(抄本)(原本、発行から3ヶ月以内)
 - ※ 千葉県(千葉市、船橋市、柏市を除く)で初めて助成を受ける方、または住民票では婚姻関係が確認できない方。
 - ※ 夫婦の双方が外国籍の場合、公的機関が発行した婚姻関係を証明する書類(日本語訳を添付)
- ⑥ 前年(1月～5月の申請にあつては前々年)の夫及び妻の所得の額を証明する書類(原本)
 - ※ 所得金額及び所得控除額の記載があるもの
 - ※ 課税のある方は、住民税課税証明書
 - ※ 課税のない方は、住民税非課税証明書
- ⑦ 通帳等の写し
 - ※ 金融機関名、支店名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できるものの写し

※①、②は、下記ホームページからダウンロードいただくか、各健康福祉センターからお取り寄せください。

※必要書類を直接持参される方は、修正等がある場合に印鑑が必要になりますので、できる限り印鑑(認印)もお持ちください。

※領収書は原本を確認します。確定申告等で領収書の原本が必要な場合は、返却しますので申請時にその旨申し出てください。(確定申告前に申請してください。)

※2回目以降の申請の場合は、省略できる添付書類がありますので、裏面の申請窓口にご確認ください。

千葉県ホームページのご案内

この事業の詳細は、下記のホームページアドレスからもご覧いただけます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/funinchiryu/index.html>